

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る芽室町議会行動指針

令和 3 年 10 月 22 日制定

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）拡大防止に係る緊急事態宣言の解除（令和 3 年 9 月 30 日）を踏まえ、「芽室町議会災害時対応基本計画（議会 BCP ver3.0）」に規定する「6. 感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準」の具体指針を明確にすることを目的とする。

### 2 趣旨

- (1) 国や北海道の指針（宣言発令や行動指針等）を順守・尊重した上で、本町の状況や事情を的確に反映した議会活動等（以下「活動等」という。）の指針とする。
- (2) 現行の BCP（感染症対応のフロー等）では、活動等の詳細な判断が困難な際に、適宜、コロナの経過、現状、見通しを捉えて、活動等を安定、安全、効果的に継続するための指針とする。
- (3) 行動指針の対象は、本会議、委員会及び協議会はもとより、視察、研修、町民との意見交換会等、条例に規定する活動等全般とし、議員及び事務局職員の日常の行動も含む指針とする。

### 3 行動基準

- (1) 行動基準の前提は、現行 BCP に定める行動基準の【第 2・3 段階（道内発生期又は警戒ステージ 2）】とする。
- (2) 【第 2・3 段階】の「議会・議員の行動」に定める「3つの密に配慮した会議開催、オンラインを活用するよう努める」のとおり、会議の形式等をオンラインに限定することなく、対面（参加）方式の可否を精査し、事業目的の達成に適切な手法の選択に努める。
- (3) 委員長等は、活動等の実施にあたり、議員の申し出により対面（参加）方式に支障がある際は、オンラインも選択肢として検討する。ただし、会議等の趣旨によりオンラインの手法が馴染まない場合は、芽室町議会会議条例の一部改正による「欠席事由の拡大」を尊重し、議員の意思を反映するよう配慮に努める。

### 4 実施時期 令和 3 年 10 月 22 日

### 5 その他 令感染症の状況によって、適宜見直しを行う。

## 6. 感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準

### (1) 感染症に係る発生段階別の考え方

国内において感染者が発生している新型コロナウイルス感染症においては、治療薬、ワクチン等の開発が進まなければ、収束することは考えにくく、今後も継続して、感染拡大と一定程度の抑制を繰り返すことが予想される。

また、芽室町新型インフルエンザ等対策行動計画で対象としている新型インフルエンザ等の感染症の発生・拡大の可能性も否定できない。

こうした状況下において、新型コロナウイルス感染症では、各都道府県におけるステージ設定による注意喚起等が行われることになり、北海道では令和2年8月25日、新型コロナウイルス感染拡大に関する警戒ステージを5段階に細分化した(※1 新しい警戒ステージ:北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議)。以降、道では、新型コロナウイルス感染症においては、この5段階のステージに応じた行動指針を示していくことになる。

また、「芽室町新型コロナウイルス発生時の芽室町業務計画」においては、国・道の行動計画を踏まえつつ、「芽室町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく対応を基本としていることから、現行においては、北海道の警戒ステージと併せて同計画に掲げられている発生段階(※2)及び芽室町新型コロナウイルス感染症対策タイムライン(※3)に応じた行動指針等を示していくことになる。

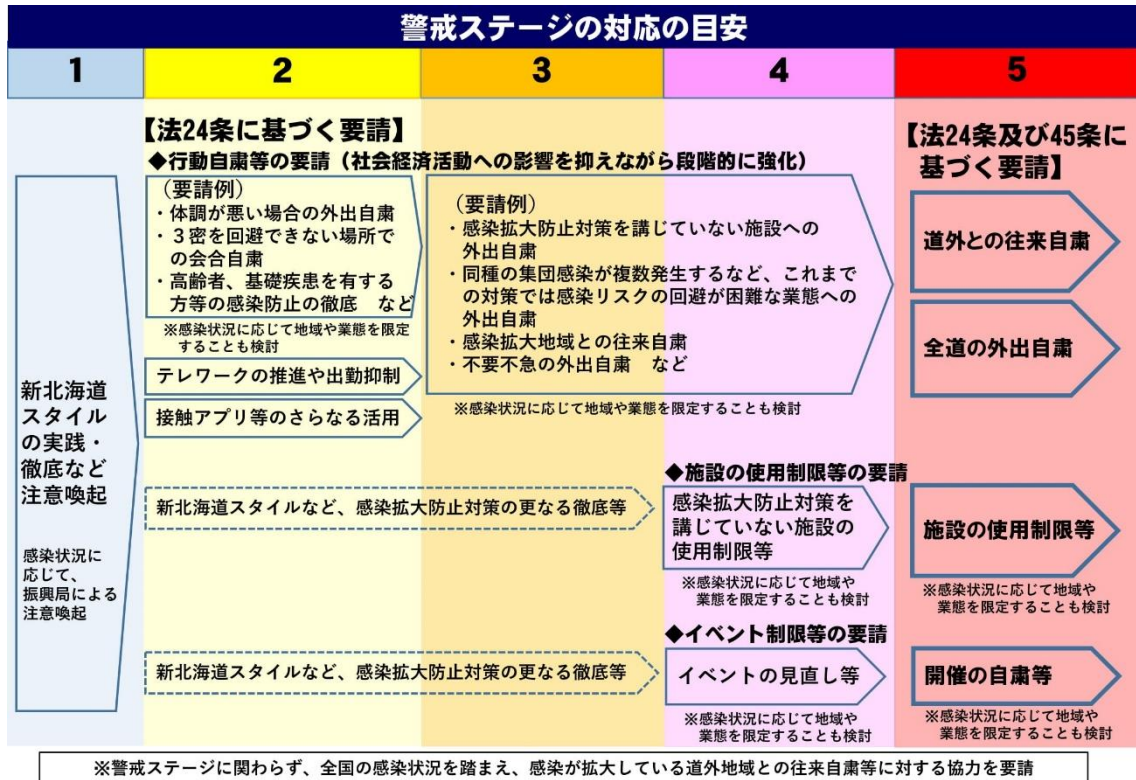
## ※1 新しい警戒ステージ

道としては提言(「今後想定される感染状況と対策について」感染状況を4段階に区分一  
国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言)に準じることを基本としつつ、道におけ  
る感染拡大を効果的に抑え込むためには、感染者が急増する前の段階における対策が重  
要であることから、道の実情を踏まえて、指標及び講ずべき施策を設定した。

### ○警戒ステージの状況と対応の考え方

ステージ	状況	対応の考え方
1	感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階	感染状況などを踏まえて、感染予防の徹底などについて注意喚起(感染状況に応じて、振興局による注意喚起)
2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 3密環境などリスクの高い場所で集団感染が度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある状況。	特措法第24条第9項に基づく要請  個々の行動変容に対する協力を要請
3	感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階 集団感染が数多く発生するなど、さらに医療提供体制への負荷が蓄積し、感染拡大の防止に向けて、より強い対応が必要な状況。	特措法第24条第9項に基づく要請  感染状況を踏まえたより強い行動変容に対する協力を要請
4	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 ステージ3と比べて集団感染が広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	特措法第24条第9項に基づく要請  事業者に対する施設の使用制限など強い協力を要請
5	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 病院間集団感染の連鎖などの大規模かつ深刻な集団感染の連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。	特措法第24条第9項及び第45条に基づく要請  国の緊急事態宣言を踏まえ、さらに強い協力を要請

○警戒ステージの対応の目安



○警戒ステージの指標

警戒ステージの指標（移行等の目安）			1	2	3	4	5
医療提供体制等の負荷	病床の逼迫状況	病床全体	—	150床	250床	350床	900床
		うち重症者用病床	—	15床	25床	35床	90床
	療養者数	—	増加	増加	796人 (10万人あたり15人)	1,327人 (10万人あたり25人)	
監視体制	PCR検査陽性率	—	増加	増加	10%	10%	
感染状況	新規報告数	—	107人/週 (10万人あたり2.0人/週)	133人/週 (10万人あたり2.5人/週)	796人/週 (10万人あたり15人/週)	1,327人/週 (10万人あたり25人/週)	
	直近一週間と先週一週間の比較	—	増加	増加	増加	増加	
	感染経路不明割合	—	50%	50%	50%	50%	

※各指標に掲げた数値を超える場合に次のステージへ移行することを原則とし、感染者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断する

※2 芽室町新型インフルエンザ等対策行動計画

発生段階	状態
前段階(未発期)	新型インフルエンザ等が発生していない状態
第1段階(海外発生期)	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
第2段階(国内発生早期)	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態
道内未発生期	北海道内での患者が未発生の状態
道内発生期	北海道内で患者が発生している状態
第3段階(国内感染期)	国内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
道内未発生期	北海道内での患者が未発生の状態
道内発生早期	北海道内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
道内感染期	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
第4段階(小康期)	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※3 芽室町新型コロナウイルス感染症対策タイムライン

芽室町タイムライン		フェーズ
道内発生期	新型インフルエンザ等対策関係課会議	フェーズ3(ヒト・ヒト感染なし)
管内発生期 町内未発生期	新型インフルエンザ等対策本部	フェーズ4(限定されたヒト・ヒト感染)
町内発生早期		フェーズ5(より大きな集団があるが、ヒト・ヒト感染は依然限定的)
町内感染期		フェーズ6(パンデミック期・大流行)
町内感染拡大期		

## (2)業務継続(感染防止)体制の構築

非常時(第2段階(国内発生早期)のうち道内発生期又は警戒ステージ2)においても、議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の感染防止が重要になる。議員及びその家族の感染防止策や健康観察を的確に行うことは、議会の機能維持にとって非常に重要であり、組織として感染防止を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。また、この体制は、議会と議会事務局の双方において構築し、次の段階に備え、交替制勤務の準備を進めるなど、行動基準に基づき対応することが重要である。

### ① 議会事務局の体制

町において、業務継続計画における第三段階(町内で新型コロナウイルスが発生した場合)へ移行した場合には、議会事務局職員は、通常業務を縮小・休止し、優先度の高い業務を行う。なお、「3つの密」回避のため、優先業務に支障のない限り、テレワーク環境による在宅勤務、時差出勤の活用も検討する。

#### ア 議会事務局職員の行動基準

##### a. 第2段階(国内発生早期)

- 道内発生期に備え、備蓄品(マスク、消毒液)の確保状況確認を行う。
- 道外の感染拡大地域との往来についてはその必要性を十分に検討し、不要不急の往来を避ける。

##### a-2. 第2段階(国内発生早期)又は警戒ステージ1

- 毎朝、本人及び家族等の健康状態の把握に努めるとともに、発熱及び風邪症状(咳、咽頭痛、息切れ、全身倦怠感、下痢など)がある場合は、出勤を控える。
- 時差出勤を活用するなどの感染防止策を講じる。
- 議事堂フロア入口等への消毒液設置、マスク着用の徹底を図る。
- 町の新型感染症対策関係課会議等と連携し、情報収集を行う。

##### b. 第2・3段階(道内発生期)又は警戒ステージ2

- 第2段階時の行動基準を継続する。
- 「新型コロナウイルス発生時の議会事務局の業務継続対応」の確認を行うとともに、在宅勤務・時差出勤又は移動オフィス(分散勤務)についての体制を整え、必要に応じて命ずる。在宅勤務にあつては、芽室町在宅勤務制度試行実施要領に則って行う。

○会議の開催に当っては、3つの密に配慮するとともに、書面やオンラインを活用するよう努める。

○議員に対しタブレット端末を活用し情報提供を積極的に行う。

c. 第3段階(道内感染期)又は警戒ステージ3・4

○第2・3段階時の行動基準を継続する。

○流行等の状況に応じて継続する通常業務をさらに絞り込み、優先度の高い業務を行う。

○集まる会議開催は必要最小限とし、オンラインによる手法を活用する。

○感染・まん延防止のため議会フロアの定期的な換気・消毒を実施する。

○3つの密が懸念される会合など、感染拡大防止策を講じていない施設への外出は・出席は自粛する。

○感染拡大地域への往来を自粛する。

○従来の対策では感染リスクの回避が困難な業態への外出は自粛する。

d. 第3段階(道内感染期)又は警戒ステージ5

○警戒ステージ3・4時の行動基準を継続する。

○外出を自粛する。

○道外との往来は自粛する。

e. 第4段階(小康期)

○第2段階時の行動基準は継続する。

○順次、通常の業務に戻し、次の感染拡大に備えた対応を検討する。

○議会フロアの定期的な換気・消毒を実施する。

○3つの密回避への配慮を継続する。

議会事務局職員の非常時優先業務

・来庁者の氏名、連絡先の確認
・職員及び議員の健康観察
・議会事務局の執務場所の確保及び感染予防対策
・議員からの要望等の取りまとめ体制の確保
・災害対策会議の設置
・町の新型感染症対策本部等との連絡体制の確保
・感染関係情報の収集・整理、議員への発信
・オンライン会議環境の設定
・議場、委員会室などの会議場所の確保

## イ 議員への安否(健康状態)確認方法と確認事項

芽室町庁舎内、町内で罹患者が確認された場合や災害対策会議等の開催により議員等の健康状態を報告する必要がある場合、議員等の健康状態等の確認を行う。

確認は、様式3をもって行い、メールによる確認にあたっては様式3を参考とする。

### a. 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

議会事務局のパソコンなどから議員のタブレット端末又は携帯メールなどに送信し、返信がない場合は、議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、タブレット端末・携帯メールへの送信に加えて、直接、電話により安否を確認する。

### b. 議会事務局(庁舎)が閉鎖され使用できない場合

議会事務局職員のタブレット端末又は携帯メールなどから議員のタブレット端末・携帯メールに送信、返信のない場合は、議会事務局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、議会総務課職員からタブレット端末・携帯メールへの送信に加えて、直接、電話により安否を確認する

## 健康状態確認事項

議員とその家族の健康状態(朝の体温、発熱の有無・状況)
議員の所在地、連絡先

※登庁している議員の健康状態確認は、議会事務局職員が聞き取り、確認表を作成する

## ② 議会の体制

### ア 災害対策会議の設置

議会は、議会機能を的確に維持するため、町の新型コロナウイルス感染症対策実施要領に位置づけられた新型感染症対策本部の設置後、速やかに災害対策会議を設置し、必要に応じて災害対策会議を開催する。

災害対策会議は、議長、副議長及び議会運営委員で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。



(議会災害対策会議 8名又は9名)

構成員	議長	副議長	議運委員
役職	委員長	副委員長	
主な任務	対策会議を設置し、会議の事務を統括する	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する	委員長の指示のもと、次の任務に当たる ○対策会議の運営に関すること ○議員の安否(健康状態)に関すること ○議員の参集に関すること ○本会議、委員会の開催に関すること ○本会議、委員会の協議事項などに関すること ○災害情報の収集・共有などに関すること ○町対策本部等との連携に関すること ○その他、災害対応に必要と考えられること

※ 災害対策会議の任務として記載のある「本会議、委員会の開催に関すること」、「本会議、委員会の協議事項などに関すること」の2項目については、議会運営委員会の開催が可能な場合、災害対策会議の任務外とする。なお、この取り扱いは、最初の災害対策会議で協議・決定し、その後の協議で取り扱いの変更をすることも可能とする。

災害種別	設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
感染症	町対策本部等の設置後、速やかに設置し、当該本部等の解除をもって解除する。	議会事務局(第1委員会室又はオンライン上)	議会事務局から参集場所等の指示を受けた後、自身の健康状態を確認し、速やかに参集する。	会議の進行は、委員長が行う。協議事項は、委員長が決定する。

※対策会議の議員の参集方法、服装、携帯品は、議員の後掲の参集基準と同様とする。

イ 対策会議などの指揮・命令系統

「5. 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準」における指揮・命令系統と同じ。

## ウ 議員の基本的行動

議員は第2段階(国内発生早期)以降、自身と家族の健康観察を行い、健康状態に異常がない場合、次の活動を行う。なお、自身又は家族に発熱及び風邪症状がある場合は、登庁を控えるとともに議会事務局へ報告する。さらに、議員としての立場(非代替性)を踏まえて、活動に当たるものとする。

- 感染防止対策を講じて、住民の要望等の収集に努める。
- 感染症発生地域又は発生地域を経由する議員の出張・外出は必要性・重要性を検討し、可能な限り控える。
- 第3段階(道内感染期)又は警戒ステージ3・4には、不要不急の外出を自粛する。
- 議会事務局からの提供情報を随時確認するとともに、連絡体制を常時確保する。
- 災害対策会議の議員は、災害対策会議が開催される場合、上記に関わらず災害対策会議の任務に当たる。
- 議長や災害対策会議からの指示等を確認するとともに、指示等に応じた行動を行う。
- 議会事務局等を通じて得られた情報等を活用し、感染防止対策を講じた上で、住民への情報提供に努める。

## エ 発生時期に応じた議員の行動

### a. 第2段階(国内発生早期)又は警戒ステージ1

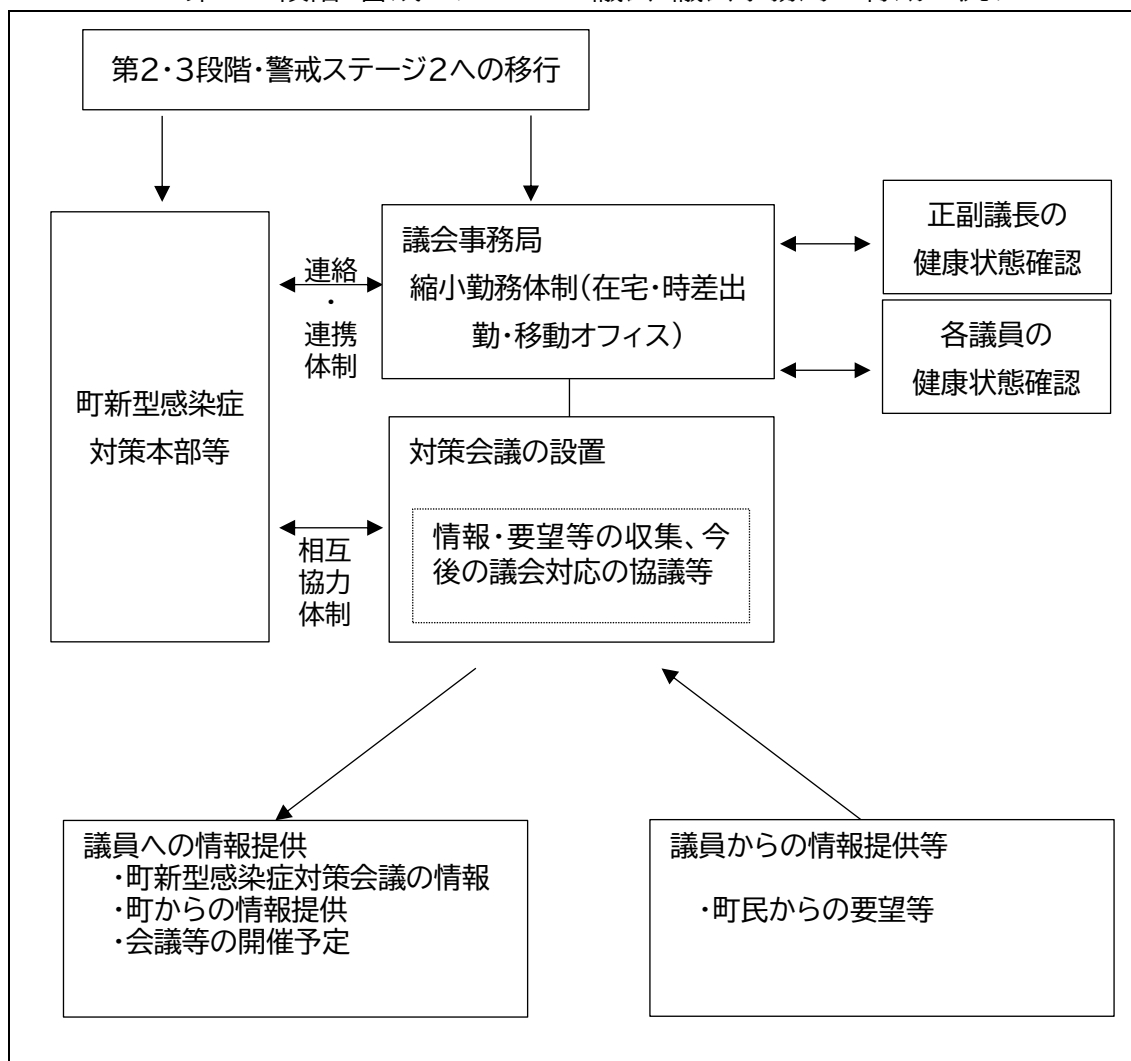
- 毎朝、本人及び家族等の健康状態の把握を行う。
- 発熱及び風邪症状(咳、咽頭痛、息切れ、全身倦怠感、下痢など)がある場合は、登庁(外出)を控え、議会事務局へ報告する。
- 登庁(外出)時は、マスク等の着用、手洗い等の感染予防対策の徹底を図る。
- 接触確認アプリの活用など率先して自身の感染状況の把握に努める。

### b. 第2・3段階(道内発生期)又は警戒ステージ2

- 第2段階時の行動基準を継続する。
- 会議の開催に当たっては、3つの密に配慮するとともに、オンラインを活用するよう努める。
- 当面の議会活動内容について検討を行う。
- 住民から収集した町への要望等については、議会事務局を通じて行う。

- c. 第3段階(道内感染期)又は警戒ステージ3・4
  - 第2・3段階時の行動基準を継続する。
  - 集まる会議開催は必要最小限とし、オンラインによる手法を活用する。
  - 不要不急の外出を自粛する。
  - 3つの密が懸念される会合など、感染拡大防止策を講じていない施設への外出・出席を自粛する。
  - 感染拡大地域への往来を自粛する。
  
- d. 第3段階(道内感染期)又は警戒ステージ5
  - 警戒ステージ3・4時の行動基準を継続する。
  - 外出を自粛する。
  - 道外との往来は自粛する。
  - 町においても業務継続計画に基づく業務体制が実施されていることから、執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮する。
  
- e. 第4段階(小康期)
  - 第2段階時の行動基準は継続する。
  - 順次、通常の議員活動に戻すとともに、次の感染拡大に備えた対応を検討する。

### 第2・3段階・警戒ステージ2の議会・議会事務局の行動の流れ

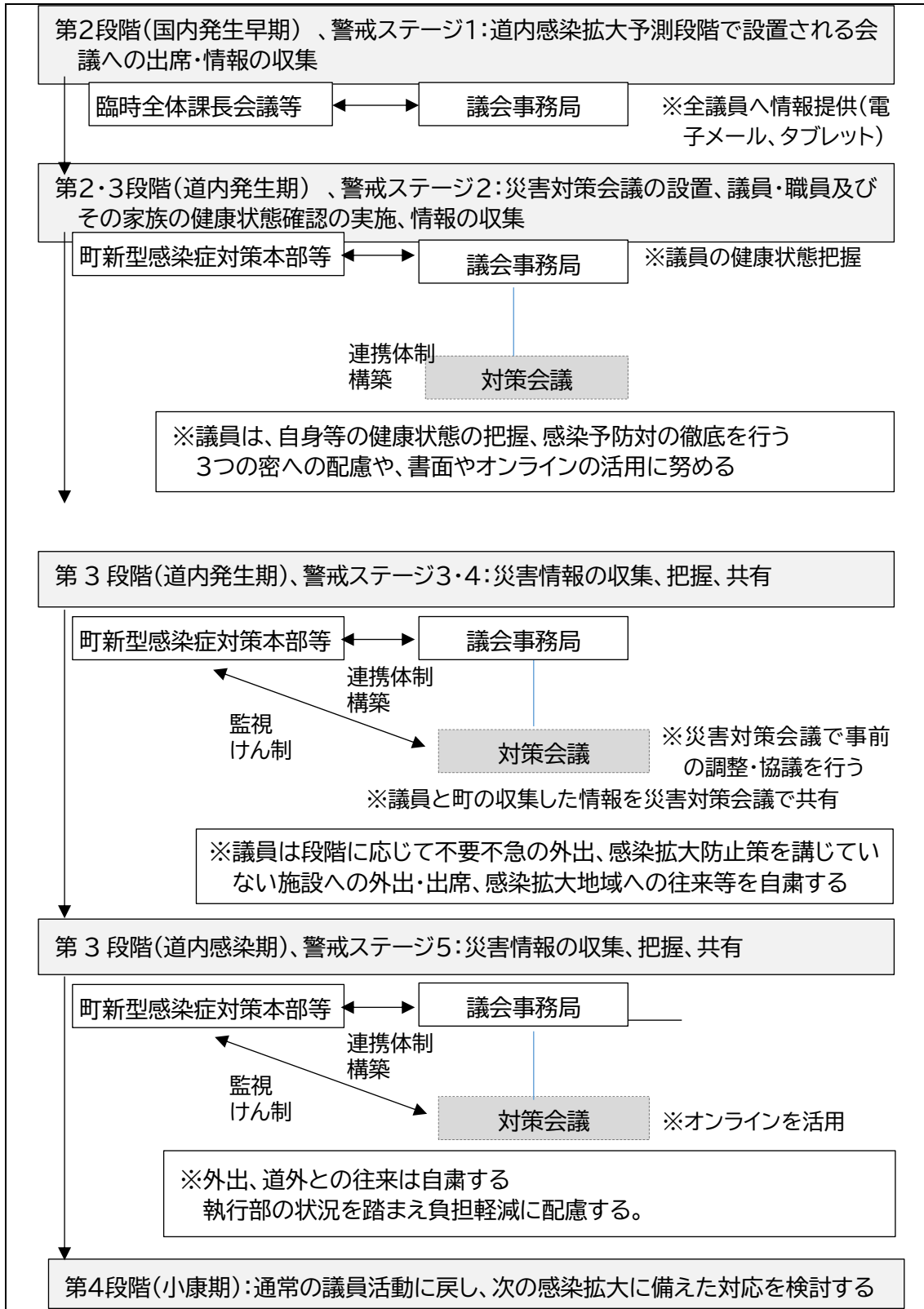


### (3) 行動時期に応じた活動内容の整理

発生からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期(発生段階、新型コロナウイルス感染症については3つのステージ)に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要であり、発生段階等に応じた基本的行動パターンとして整理するものである。なお、第4段階から平常時に移行していく段階では、次の感染拡大への備えや特別な対策が町において実施されることが考えられる。時期を逸することなくスピード感を持って、議会機能を発揮する必要がある。

① 行動形態

感染症発生時の行動形態は、次のとおりとする。



## ② 行動基準

事務局職員、対策会議、議会・議員の行動基準は、次のとおりとする。

時期	事務局職員の行動	対策会議の行動	議会・議員の行動
【第2段階】 国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄品(マスク、消毒液)の確保状況確認</li> </ul>		
【第2段階】 国内発生早期 又は 警戒ステージ1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人及び家族等の健康状態の把握</li> <li>・時差出勤活用の検討</li> <li>・消毒液設置</li> <li>・マスク着用</li> <li>・町本部と連携し情報共有</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人及び家族等の健康状態の把握</li> <li>・発熱及び風邪症状がある場合は、登庁(外出)を控え、議会事務局へ報告</li> <li>・登庁(外出)時は、マスク等の着用、手洗い等の感染予防対策を徹底</li> </ul>
【第2・3段階】 道内発生期 又は 警戒ステージ2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上段の内容継続</li> <li>・優先業務の確認</li> <li>・議員への情報提供</li> <li>・3つの密に配慮した会議開催、書面、オンラインを活用</li> <li>・在宅勤務・時差出勤又は移動オフィス(分散勤務)の体制を整え、必要に応じて命ずる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策会議の設置</li> <li>・災害対策会議開催の検討</li> <li>・町の業務継続計画の発令に備え、当面の議会活動について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上段の内容継続</li> <li>・3つの密に配慮した会議開催、オンラインを活用するよう努める</li> <li>・住民からの要望等の収集</li> </ul>
【第3段階】 道内感染期 又は 警戒ステージ3・4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上段の内容継続</li> <li>・継続する通常業務を絞り込み、優先度の高い業務を行う</li> <li>・災害対策会議の運営</li> <li>・議会フロアの定期的な換気・消毒を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上段の内容継続</li> <li>・集まる会議開催は必要最小限とし、オンライン会議を活用する</li> <li>・不要不急の外出自粛</li> <li>・感染拡大防止策を講じていない施設への外出・出席を自粛</li> <li>・感染拡大地域への往來を自粛</li> </ul>

<b>【第3段階】</b>  道内感染期 又は 警戒ステージ5	・上段の内容継続	・災害対策会議の開催	・上段の内容継続 ・外出を自粛。 ・道外との往来は自粛 ・執行部の状況を踏まえ 負担軽減に配慮
<b>【第4段階】</b>  道内感染期 又は 警戒ステージ5	・順次、通常の業務を再開 ・議会フロアの定期的な換気・消毒を実施 ・3つの密回避の配慮	・次の感染拡大に備えた対応を検討	・順次、通常の議員活動に戻す ・本人及び家族等の健康状態の把握 ・発熱及び風邪症状がある場合は、登庁(外出)を控え、議会事務局へ報告する。 ・登庁(外出)時は、マスク等の着用、手洗い等の感染予防対策の徹底を図る

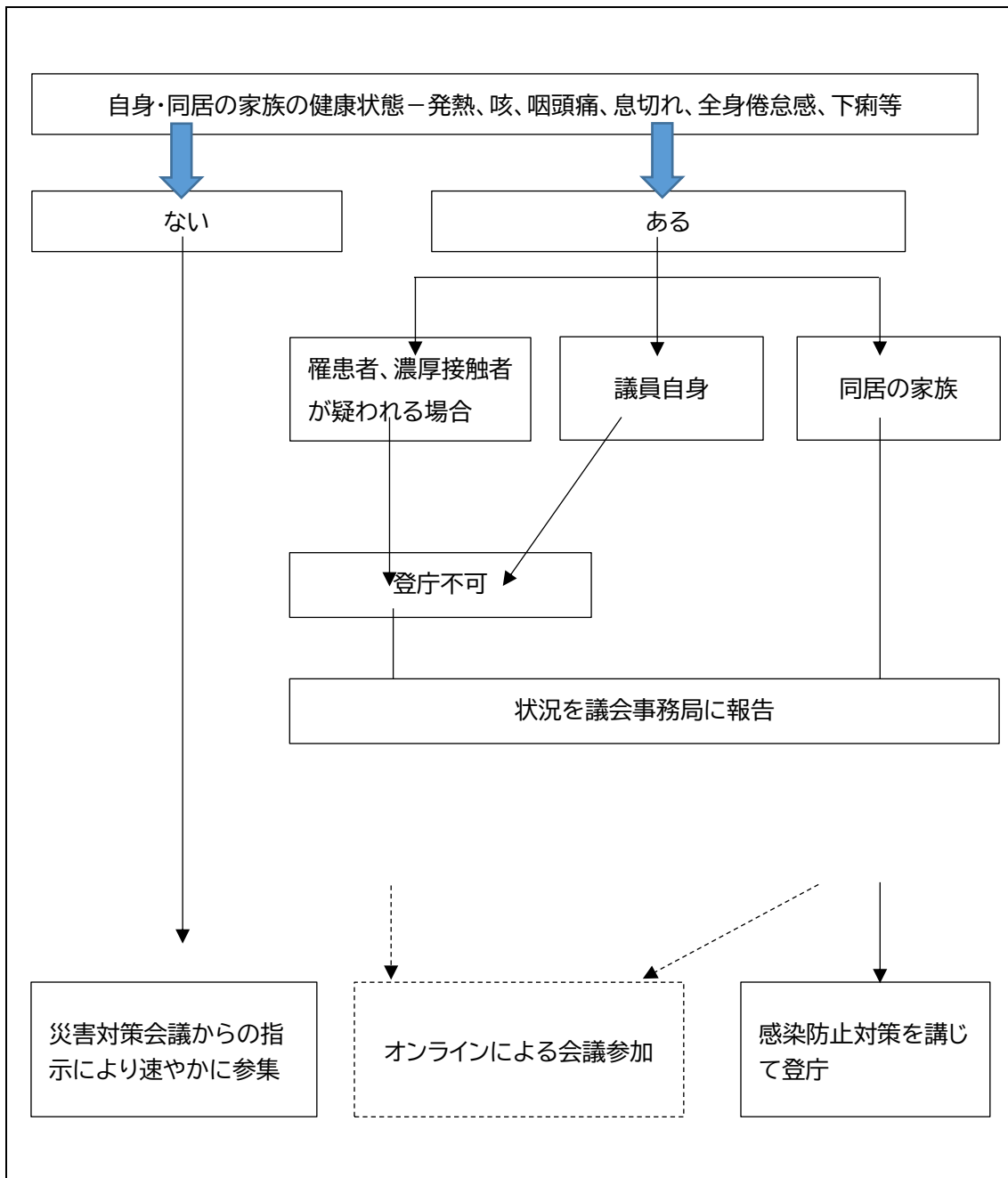
### ③ 議員の参集方法など

議員は、災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の健康状態を把握した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の健康状態により参集できない場合には、必ずその旨を議会事務局へ報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

#### 議員参集基準

災害種別	参集方法(手段)	参集場所	服装	携帯品
感染症	感染防止の観点から人との接触を極力避ける方法で参集する	委員会室又は議会事務局が指定する場所	通常の服装	マスク等 タブレット、携帯電話、筆記用具など

## 議員の参集フロー



議員は、自身が感染することも想定し、自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め情報を共有しておくことが必要である。